

4/1(水)
から

災害情報案内の 電話番号が変わります



災害情報案内は、消防車がサイレンを鳴らして出動した時に、「何のために、どこに」出動したのかをお知らせするサービスです。

市消防本部では、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村で災害、火災、救助、警戒などが発生している地区の案内を災害情報案内電話で聞くことができます。災害情報を知りたい場合は、下記の電話番号へおかけください。

災害情報案内電話番号
(自動案内)

☎0180(99)7299

※ただし、3月31日(火)までは〔☎(25)0013〕。



119番は緊急電話専用です。
災害の発生地区の問い合わせ
には利用しないでください。

問い合わせ 市消防本部警備救急課〔☎(23)1125〕
※ただし、3月31日(火)までは〔☎(25)1125〕。



もう取り付けましたか？住宅用火災警報器

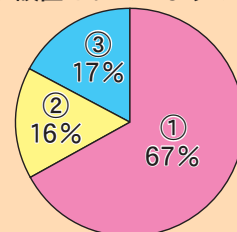
平成23年6月より、全ての住宅に設置が義務化されています



住宅火災で亡くられる原因の多くは、「逃げ遅れ」によるものです。住宅用火災警報器を設置することで、万一火災が発生しても早期発見・避難につながり、皆さんの大切な「いのち」を守ります。市消防本部では、設置状況などを調査するため、市立小・中学校を通じて、住宅用火災警報器に関するアンケートを実施しました。まだ設置されていないご家庭は、早めの設置をお願いします。また、すでに取り付けられているご家庭は「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃から手入れや点検をしましょう。

問い合わせ 市消防本部予防課〔☎(23)1124〕
※ただし、3月31日(火)までは〔☎(25)7400〕。

問
条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。



- ①設置している
- ②一部設置している
- ③設置していない

広告枠